

## 安心して医療を受けられる制度をめざして

### 平成26年度の一人当たり保険料は98,265円

富士見町では、その年の収支推計により毎年度保険料率の改正を行っています。

平成26年度は、加入者4,174人、収納率96%、保険料の軽減措置等を考慮して保険料必要額3億9,374万円と見込み、一人当たりの保険料は98,265円（1,245円、1.28%の増）をお願いすることとなりました。

また、所得額の少ない世帯には、均等割額、平等割額を7割、5割、2割に軽減する措置がされます。

### 一般会計からの繰入れを実施

急激な医療費の伸び等に対する必要額をすべて保険料でまかなうことは、被保険者の急激な負担増につながります。そこで、被保険者の負担増を緩和するため、一般会計から2,000万円の繰入れを行います。

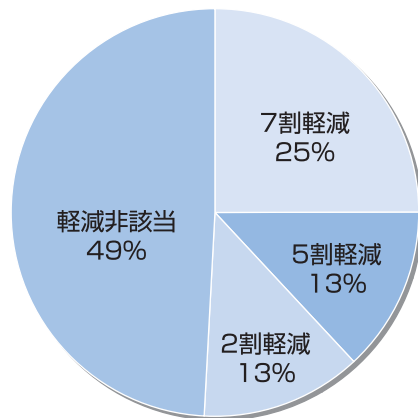
また、平成24年度実績の富士見町の一人当たりの保険料は88,453円で、一人当たりの医療費は284,352円でした。

### 納入通知書を7月中旬に発送します

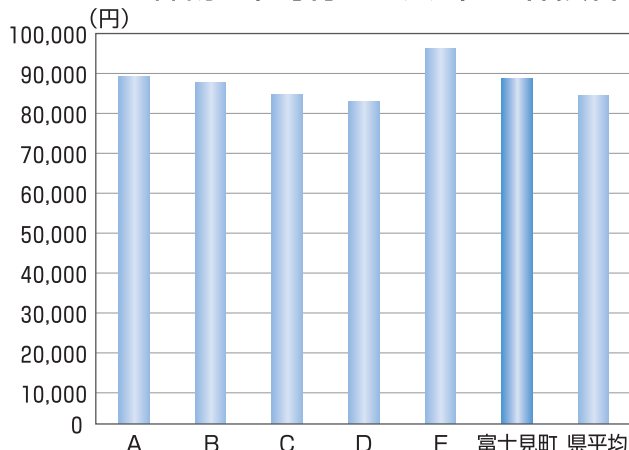
町では、平成26年度国民健康保険料の納入通知書を7月中旬に発送します。

保険料は、4月から6月まで暫定賦課分を納めていただいております。確定により残りの分を7月から平成27年3月まで9期に分けて納めていただきます。（年金天引きの場合は年6回で納付）

### 軽減措置の状況



### H24. 諏訪6市町村の一人当たり保険料



## 健康増進に努め、医療費を減らし、 保険料の上昇を抑制しましょう!!



# 年金だより

## 国民年金保険料免除制度があります!!

問 岡谷年金事務所 ☎23-3661 または 住民福祉課 国保年金係 ☎62-9111



経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、申請し承認されると保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「若年者（30歳未満）納付猶予制度」があります。平成26年度の免除等の受付は、7月1日から開始され、平成26年7月から平成27年6月までの期間を対象として審査します。申請は原則として毎年度必要です。

また、今年4月から法律が改正され、2年1ヵ月前の月分まで遡及して免除申請をすることができるようになりました。失業等により保険料を納付することが経済的に困難になったものの、申請を忘れていたために未納期間を有している方等は、印鑑と年金手帳をお持ちのうえ、住民福祉課国保年金係へ申請してください。申請書は、住民福祉課国保年金係または岡谷年金事務所に備え付けてあります。